

電気通信大学託児室使用要項

平成28年12月27日

改正

平成29年 1月26日

令和 2年12月22日

(趣旨)

第1条 この要項は、電気通信大学が設ける託児室の利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、「託児室」とは、本学の役員、職員若しくは学生の子又は本学内において、本学が主催する行事等若しくは学術団体が主催する学会等であって本学が共催する行事に参加する者の子について、一時的な保育を行う場所をいう。

2 この要項において、「申請者」とは、託児室の利用を申請する者をいう。

3 この要項において、「託児者」とは、託児室に子を預ける者をいう。

(利用時間)

第3条 託児室の利用時間は、原則として9時から17時までの間とする。ただし、事前に男女共同参画・ダイバーシティ戦略推進室長（以下「推進室長」という。）の許可を受けた場合は、この限りでない。

(利用上の制限)

第4条 託児室の申請者となることができる者は、役員又は職員とする。

2 託児室において託児を受ける子は、生後8週間を超え小学校（特別支援学校小学部を含む。）在学中までの子とする。

3 託児室において託児を受ける子の人数は、5名以内とする。

4 申請者は、託児室の利用の申請に当たっては、あらかじめ託児を受ける子の人数に十分対応できる数の保育者を選定し依頼しなければならない。

5 前項の保育者は、託児業務に起因する損害賠償責任を負う保険に加入している者でなければならない。

(利用申請方法)

第5条 申請者は、託児室の利用開始日の原則1週間前までに別に定める申請書を推進室長に提出するものとする。

2 推進室長は、前項の申請に基づき審査の上、申請者に許可又は不許可の通知を行う。

(利用許可の取消し等)

第6条 保育者の選定及び安全衛生上の配慮が確認できない場合等の第4条の規定に反する行為又は託児室の利用上、不適切な行為があった場合は、推進室長は利用許可を取消し、今後の使用禁止等の措置を取ることができる。

(損害賠償)

第7条 前条の規定による利用許可の取消し又は託児室を利用したことにより発生した損

害等（大学の責に帰する事由による場合を除く。）については、申請者の負担において当該損害を賠償しなければならない。

（雑則）

第8条 この要項に定めるもののほか、託児室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年1月1日から施行する。